

# 水道関連悪質商法にご注意ください！

上下水道局職員や  
上下水道局から依頼を受けた業者を装い、  
訪問する点検商法やかたり商法といった  
悪質商法が増えています！



【上下水道局ウェブサイト】  
水道関連悪質商法にご注意ください



東大阪市上下水道局では次のようなことは一切行っておりません

- ◆ 依頼のない水質試験やじゃ口の点検、水道管の清掃
- ◆ 有料でのメーターの交換
- ◆ 浄水器などの訪問販売やあっせん

少しでもおかしいなと思ったら

- ◆ 「上下水道局に電話して確認します」と告げて、家に入れないようにしてください
- ◆ 上下水道局職員は、職員証を携行していますので、提示を求めてください
- ◆ 脅されるなど悪質なケースは、すぐに警察に連絡してください

万一、契約してしまい困ったときは・・・

「業者に勧められるまま器具を購入してしまった」「不当に金銭を請求された」など、契約締結後のトラブル、クーリング・オフ制度のご相談に関しましては、消費生活センター（☎072-965-0102）までお問合せください

# 水道関連悪質商法の手口には、 次のようなものがあります

## 浄水器の販売

### 実際のケース ～浄水器の販売・初級編～

【水道水には必ず含まれている塩素を逆手に取る】

塩素に反応する試薬を用い「水の色が変わったからあなたのお家の水道水は危険です！」などといって高額な浄水器や配管工事などの契約をさせます

### 実際のケース ～浄水器の販売・上級編～

【「水の電気分解実験」を逆手に取る】

容器の中の水にプラスとマイナスの鉄製の電極を入れ、電流を流すとプラスの電極の方からは酸素が発生しますまた、マイナスの電極からは水素が発生しますこのとき電極自身を卑金属（鉄などの容易に酸化する金属）にすると、プラスの電極自身から鉄が溶け出し緑のモヤモヤが発生し、水全体を茶色くします  
そうして不安をおおひ、高額な浄水器や配管工事などの契約をさせます

水道水には、安全安心のため消毒用の塩素を入れています  
塩素は、試薬を入れると反応して色が黄色やピンク色などに変化します

東大阪市では

※浄水器を通した水は、純水に近い水となり、電気を通しにくくなります  
このため電気分解が進まず電極の鉄が溶け出すことはありません



## 水道管の清掃作業

### 実際のケース ～水道管の清掃作業編～ 【「自己管理責任」を逆手に取る】

給水装置（水道本管の分岐から宅地内の水道設備）は、個人財産であり維持管理は個人（使用者または所有者）が行うことになっています  
通常、維持管理といいますが管内洗浄までは必要なく、水漏れの有無について注意していただければ結構です（急激な使用水量の増加等）  
管内洗浄する業者すべてではありませんが、中には洗浄費があまりにも高額だとか、無料または格安洗浄した後で高価な浄水器を売りつけるというようなことがあるようです

上下水道局や上下水道局の委託業者は、ご依頼のない水質検査や宅地内のジャロの点検、水道管の清掃を行うことはありません  
水道管の点検・清掃・修理の際は、複数の東大阪市指定給水装置工事事業者から見積書（事前に有料または無料の確認を行って下さい）をとり、内容を検討してください  
また工事前には、工事内容や費用等について、十分な説明をうけてください

東大阪市では

※洗浄用機器等で、給水管内を洗浄すれば黒い水や赤い水がでます  
これは管内に付着した水アカ、鉄さび等であり、長期間ご使用されますと付着します  
万一飲んでしまっても人体への影響は低いものと思われませんが、しばらく水を流すことで綺麗な水になりますので、綺麗な水になってから飲むことをおすすめいたします

# 水道関連悪質商法以外にも 次のようなものがあります

## 水道料金等の集金

### 実際のケース

集金人を装い、検針票をもって水道料金等の請求を行う

東大阪市では

検針票により集金を行うことは、ありません

## メーター取り替え費用の請求

### 実際のケース

メーターの取り替えと称し、あたかも上下水道局から依頼を受け訪問したかのように装い、費用を強要する

東大阪市では

メーターの取り替えは、無料です  
水道メーターは耐用年数に到達するまでに、上下水道局の委託業者が地区ごとに交換します  
事前にハガキでお知らせし、腕章を着用した上下水道局の委託業者が訪問し、メーターを取り替えます

## 漏水調査費用の請求

### 実際のケース

上下水道局やその委託業者を装い、宅地内の水道管の漏水調査などを行い、高額な料金を請求する

東大阪市では

上下水道局が行う漏水調査は、上下水道局の委託業者が可能な限り道路上で行い、水道メーター等の位置によりお客様の宅地内に入らせていただく場合がありますが、漏水調査費用を請求することはありません  
また調査地域には、事前にお知らせのビラを配布し、腕章の着用、身分証を携帯した上下水道局の委託業者が調査を行います

## 個人情報の聞き出し

### 実際のケース

電話や訪問をし、アンケートと称して、氏名、住所、電話番号、家族構成、年齢などの個人情報を聞き出す

東大阪市では

電話や訪問をして個人情報を聞き出すことは、ありません

# 問合せ先一覧

## 水道の使用開始・中止、検針、料金に関すること

電話番号 06 (4307) 6201 / ファクス 06 (6721) 2371

・水道サービスセンター 【委託業者：第一環境株式会社関西支店】

※上下水道局では、窓口業務・開閉栓業務・滞納整理業務を民間事業者に委託しております

## 水道に関すること

電話番号 (代)06 (6724) 1221 / ファクス 06 (6721) 2374

- ・水道関連悪質商法に関すること . . . 企画課
- ・道路漏水、漏水調査について . . . 管路維持課
- ・給水装置工事について . . . 給水課

東大阪市指定給水業者については  
こちらからご確認ください



東大阪市内

東大阪市外



## 下水道に関すること

- ・下水道事業計画について . . . 計画課  
電話番号 06 (4309) 3253 / ファクス 06 (4309) 3828
- ・水洗化普及促進、宅地内の排水設備について . . . 排水設備課  
電話番号 06 (4309) 3249 / ファクス 06 (4309) 3828
- ・下水道使用料について . . . 下水道賦課収納課  
電話番号 06 (4309) 3251 / ファクス 06 (4309) 3828

## 消費生活相談窓口について

- ・契約締結後のトラブル、クーリング・オフ制度のご相談  
. . . 市民生活部 消費生活センター  
電話番号 072 (965) 0102 / ファクス 072 (962) 9385